

## 和歌山県公益通報事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の施行に伴い、県の行政機関において、外部の労働者からの法に基づく公益通報を適切に処理するため、各行政機関が取り組むべき基本的事項を定めることにより、公益通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要綱は、通報対象事実について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする権限を有する行政機関である知事、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員・同事務局、労働委員会、収用委員会、和歌山海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会（以下「法令所管機関」という。）に通報が行われた場合に適用する。

(通報受付窓口の設置等)

第3条 通報に関する窓口は、商工労働部商工労働政策局労働政策課（以下「労働政策課」という。）に設置し、労働者からの通報を受け付け、及び相談に応じ、並びに法令所管機関及びその他の行政機関との連絡調整を行うものとする。

2 通報が法令所管機関になされた場合は、法令所管機関において通報を受け付け、及び相談に応じるものとする。

(通報の手段)

第4条 次の各号に掲げる手段により通報がなされた場合には、通報を受け付けるものとする。

- (1) 郵便
- (2) 電子メール
- (3) ファックス
- (4) 電話
- (5) 面会

(通報処理手順)

第5条 通報がなされたときは、この要綱に定める手続により処理するものとする。

(通報の受付及び報告)

第6条 労働政策課において通報を受け付けたときは、労働政策課長が通報内容整理票（別記第1号様式）を作成し、通報内容に係る法令所管機関の長に報告を行うものとする。

2 法令所管機関において通報を受け付けたときは、法令所管機関の長が通報内容整理票（別記第1号様式）を作成し、労働政策課長に報告を行う。

(通報の受理)

第7条 法令所管機関の長及び労働政策課長は、通報内容について双方協議の上、法に基づく公益通報として受理するかどうかの判断を行うものとする。

2 法令所管機関の長又は労働政策課長は、法に基づく公益通報としての受理又は不受理について別記第2号様式により、通報者に対し速やかに通知しなければならない。

3 法令所管機関の長又は労働政策課長は、法に基づく公益通報として受理したときは、通報に係る調査に必要と見込まれる期間を併せて通報者に対し、通知するよう努めなければならない。

(公益通報以外の通報の取扱い)

第8条 法令所管機関の長及び労働政策課長は、法に基づく公益通報以外の通報がなされたときは、通報内容について協議し、法令遵守を図るため特に必要があると認められると判断した場合には、これを情報提供として通報内容に係る調査を行うものとする。

(通報先の教示)

第9条 通報内容となる事実について、当該行政機関が権限を有しないときは、別記第3号様式により、権限を有する行政機関を通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。

2 通報事案の受理後において、当該行政機関ではなく他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、権限を有する行政機関を通報者に対し、遅滞なく教示するものとする。

(調査の実施)

第10条 法令所管機関の長は、法第13条第1項の規定により、公益通報に係る事実関係について調査を行い、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 前項の規定による調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分に配慮し、必要かつ相当と認められる方法で行うものとする。

(秘密保持及び個人情報保護並びに利益相反関係の排除)

第11条 調査事務に従事する者は、公益通報に係る秘密を漏らしてはならない。また、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 法令所管機関及び労働政策課の職員は、自らが関係する通報事案への対応に関与してはならない。

(協力義務)

第12条 法令所管機関の長は、通報事案が複数の法令所管機関に及ぶ場合は、相互に連携し、調査を実施し、及び措置をとるものとする。

2 法令所管機関及び労働政策課の職員は、法に基づく公益通報について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行うものとする。

(調査結果の報告)

第13条 法令所管機関の長は、通報事案の調査結果及び是正措置等について、事務処理終了後、速やかに公益通報案件管理台帳(別記第4号様式)を作成し、労働政策課長に報告を行う。ただし、労働政策課長から報告を求められたときは、経過状況について報告を行うものとする。

(通報者への是正措置及び調査結果の通知)

第14条 法令所管機関の長又は労働政策課長は、通報事案の調査後、別記第5号様式により、調査結果及び是正措置等について、通報者に通知する。ただし、その内容が、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に配慮し、通報者に通知することが適当でないと認められる場合は、通知しないものとする。

(是正措置後の確認)

第15条 法令所管機関の長は、法令違反事実等があった事業所等に対し、必要に応じて、是正措置の適正な実施又は法令違反行為の再発の有無等について確認を行う。

(通報関連資料の管理)

第16条 各通報事案への対応に係る記録及び関連資料は、秘密保持及び個人情報の保護に配慮し、適切に管理しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

## 公益通報内容報告書

年 月 日

(本書記入作成者)

整理番号	
通報受付 日 時	年 月 日 時 分

所 属 名	職 名	氏 名

通報手段	郵便・メール・ファックス・電話・面接・その他（ ）	
通報者	氏 名	
	住 所	
	連絡先	
	通報対象 との関係	正社員・パート・アルバイト・派遣労働者・取引先の従業員 その他（ ）
通報対象先	事業所名	
	所 在 地	
	業 種	
通報内容	法令違反又は法令違反のおそれのある行為の概要	
通報内容に関連する法令名		
内容を知った経緯及び内容を裏付ける資料等の有無について	有・無	
他に通報内容について知っている人の有無	有・無	
事業所又は他の機関等への通報の有無	有・無	

※通報手段が書面の場合は、当該書面の写しを添付すること。

第 年 月 号  
日

（公益通報者） 様

法令所管機関の長  
又は労働政策課長

公益通報者保護法に基づく公益通報の受理について（通知）

年 月 日付で通報のありました件につきまして、公益通報者保護法第2条の規定に基づき公益通報として受理しました（受理しません）ので通知します。

記

1 受理又は不受理の理由

2 調査終了までに要する期間の見込み（受理の場合のみ記入）

第 年 月 号  
年 月 日

（公益通報者） 様

法令所管機関の長  
又は労働政策課長

公益通報者保護法に基づく通報先の教示について

年 月 日付で通報のありました件につきましては、当該機関において処分又は勧告等をする権限を有しておりません。

つきましては、公益通報者保護法第14条の規定により、当該通報に関する権限等を有する行政機関は、下記の行政機関になりますので教示します。

記

1 行政機関名

2 所在地及び連絡先

## 公益通報案件管理台帳

整理番号		通報受付 課室名		法令所管 課室名	
------	--	-------------	--	-------------	--

通報受付日時 (通報媒体)	年 月 日 時 分 郵便・メール・ファックス・電話・面接・その他 ( )
対象事業所名	
通報者氏名	(通報先との関係)
通報内容	対象となる法令名 ( ) 証拠書類の提出 有 ( ) ・ 無

調査の実施	調査をする必要性の有無 (有・無) 調査結果 法令違反事実の有無 (有・無)
-------	--

是正措置の実施	是正措置実施命令等の有無 (有・無) 内容
---------	--------------------------

事後の確認	事後確認の必要性の有無 (有・無) 是正措置が実施されて (いる・いない) 法令違反行為等は再発 (していない・している)
-------	---

処 理 状 況	日 付	担 当 課 室 名	担当者職氏名
関係課室への報告日	年 月 日		
他の行政機関への教示日	年 月 日		
通報の受理・不受理の決定日	年 月 日		
通報者への受理・不受理の通知日	年 月 日		
調査開始日	年 月 日		
調査完了日	年 月 日		
是正措置実施命令等の実施日	年 月 日		
通報者への調査結果等の報告日	年 月 日		
是正措置状況の事後確認日	年 月 日		

第 年 月 号  
年 月 日

（公益通報者） 様

法令所管機関の長  
又は労働政策課長

公益通報に係る調査結果について

年 月 日付けで受理しました公益通報者保護法に基づく公益通報に係る件につきまして、調査結果及び措置状況を下記のとおり報告します。

記

1 調査結果 法令違反事実が（認められた・認められない）

2 是正措置の実施状況

(ひな形)

厳重取扱注意

# 公益通報申告書

和歌山県商工労働部商工労働政策局労働政策課長 あて  
(公益通報者保護法事務取扱担当課長)

公益通報者保護法第2条の規定に基づき下記の内容につきまして公益通報します。

記

通報者 (必ず記入して 下さい。)	氏名	
	連絡先	
	通報対象先 との関係	正社員・パート・アルバイト・派遣労働者・取引先の従業員 その他 ( )
通報対象先 (必ず記入して 下さい。)	事業所名	
	所在地	
	業種	
通報内容	法令違反又は法令違反のおそれのある行為の概要について詳しく記入して下さい。	
通報内容に関連する法令名	(不明な場合は、記入不要です。)	
内容を知った経緯及び内容を裏付ける資料等の有無について記入して下さい。		
他に通報内容について知っている人はいますか。	いる いない	
事業所又は他の機関等への通報はしましたか。	している していない	